

事業者の皆様へ

国土交通省においては、公共工事における談合等の不正行為を排除するため様々な取組を行ってきたにもかかわらず、平成17年5月に直轄の鋼橋上部工事に関して大規模な談合事件が発生しましたことを踏まえて、同年7月、「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられました。しかし、その後も、直轄の水門設備工事をめぐり大規模な談合事件が発生し、平成19年3月、公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置要求が発出されるに至り、入札談合再発防止対策検討委員会において、事実関係を調査し、同年6月、その調査結果と更なる談合防止策等改善措置を盛り込んだ報告書を取りまとめたところです。

国土技術政策総合研究所では、発注者として関係法令の遵守はもとより、発注事務に係る綱紀の保持を徹底し、国民の信頼を確保するため、平成18年3月に国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会規則を制定し、同委員会の調査審議を経て、同年7月に国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持規程を制定しました。併せて、平成19年9月に職員向けに国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持マニュアルを作成し、全職員一丸となって、法令遵守と綱紀保持に努めているところです。

事業者の皆様におかれましては、国土技術政策総合研究所における発注者綱紀保持の取組について、ご理解を賜るとともに、ご協力いただけるようお願いいたします。

○[国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会規則](#)

○[国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持規程](#)

【連絡問い合わせ先】

国土交通省国土技術政策総合研究所
発注者綱紀保持事務担当者

旭・立原庁舎 総務部 総務課長

電話番号 029-864-2838

横須賀庁舎 管理調整部 管理課長

電話番号 046-844-5006